

社会保障改革プログラム法案（閣議決定）

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について 平成25年8月21日
閣議決定

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）第4条の規定に基づく「法制上の措置」に関し、
① 同法第2条の基本的な考え方にとり、かつ、同法第2章に定める基本方針に基づき、
② 自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革（以下「社会保障制度改革」という。）の推進に関する骨子について、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、次のとおり定める。
政府は、本骨子に基づき、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出する。

（閣議決定の全文は以下）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihoshyou/pdf/kossi.pdf>

社会保障制度改革国民会議の報告書（8月6日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo.pdf>

（報道より）

○NHK 社保改革実施で政府与党調整へ 8月22日 4時15分

政府は、社会保障制度改革を巡って、70歳から74歳の医療費の自己負担を本来の2割に戻すなど、21日に閣議決定したプログラム法案の骨子に沿って作業を進める方針ですが、与党内では国民の負担増を懸念する声も出ており、制度改革の実施に向けて調整が行われる見通しです。

政府は、社会保障制度改革国民会議が先にまとめた報告書を踏まえて、医療制度と介護保険制度を中心に見直しの内容や時期などを示したプログラム法案の骨子を、21日、閣議決定しました。

これを受けて政府は骨子に盛り込まれた制度の見直しに向けた作業を進めることにしており、このうち現在暫定的に1割となっている70歳から74歳の医療費の自己負担については、早ければ来年4月から本来の2割に戻す方向で調整しています。

また、介護保険についても、所得が低い高齢者の保険料を引き下げ一方、一定以上の所得がある人は現在1割となっている利用者負担を見直すための法案を、来年の通常国会に提出したいとしています。

これに対し自民党内では、「社会保障の財源に充てるとはいえ、消費税率の引き上げが予定されているなか、医療や介護でも国民の負担が増えるとなれば、理解を得るのは容易ではない」といった懸念の声が出ています。

また公明党も、国民に負担増を求める場合には所得が低い人の負担軽減が必要だとして、医療費の自己負担に上限額を設けている高額療養費の制度の見直しを求めており、社会保障制度改革の実施に向けて、政府・与党間で調整が行われる見通しです。

○毎日新聞 社会保障制度改革：プログラム法案の骨子を閣議決定 2013年08月21日 21時15分

政府は21日、**社会保障制度改革**国民会議の提言を受け、改革のスケジュールを定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定した。1割に凍結中の70～74歳の医療費窓口負担割合を2014年度にも本来の2割とすることや、介護の必要度が低い「要支援」の人へのサービスを市町村事業に移す法案を14年の通常国会に提出するといった内容だ。しかし、負担増につながる項目には利害関係者から強い反発が出ており、実現のメドが立っているわけではない。【佐藤丈一】

◇「負担増」に反発

21日の閣議後記者会見。制度改革案に関し、田村憲久厚生労働相は「詳細に関して議論を進めていくことはあるが、方向性が変わることは考えられない」と強調して見せた。

だが、反発は各方面から出始めている。

提言の最大の柱は市町村の国民健康保険を都道府県に移管させる案だ。ところが国保の赤字押し付けを警戒する全国知事会は21日、声明を出し「結果的に都道府県になし崩しに財政責任や負担が押しつけられることは断じて認められない」とけん制した。政府は国保の赤字を大企業の負担で一部補填（ほてん）する考えだが、これには経済界が猛反発している。

70～74歳の医療費負担増も、消費増税と同じ14年4月に実施することには与党内でさえ慎重論が出ている。医療費の窓口負担額に上限を設けている高額療養費の見直しに関しても、公明党は低・中所得層へのきめ細かい対応を主張しており、今後与党内の調整が難航する可能性がある。

国民会議は自民、民主、公明3党の合意に基づく。だが、利害対立から3党協議の枠組みは破綻した。政府・与党は野党もかかわる新たな有識者会議の設置をちらつかせ「超党派の制度改革」を演出したい考えだが、民主党内は協議への復帰か否かで意見が割れ、容易には応じられずにいる。

そもそも、低所得者の保険料軽減、病床機能再編への補助金投入など**社会保障制度改革**の多くは15年10月に消費税率を10%に上げることを前提としている。それでも安倍晋三首相は消費増税の最終的判断を秋に行う姿勢を示しており、「増税は先送りか」との観測も出始めた。その場合は制度改革を根底から見直さねばならず、厚労省幹部は「今回何としても消費税は上げてもらわないと困る」と危機感をあらわにしている